

4月1日から、職長等教育の対象業種が拡大となり、義務化されました！

労働安全衛生法第60条では、労働災害防止のための重要な対策の一つとして、一定の業種に対し、新たに「職長等」となった者への職長等教育（作業方法の決定・労働者の配置、労働者の指揮・監督の方法、リスクアセスメントとその結果に基づく措置、異常時などにおける措置、その他労働災害防止活動などに関する事項）を義務付けているところです。

この4月1日からは、以前からの業種に加えて、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業が追加され、職長等教育の実施が義務付けられましたので、適切な措置をお願いします。

新たに追加された業種

食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

※ 以前から義務のある業種

建設業

製造業（ただし、次に掲げるものを除く。）

⇒ 食料品製造業・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）

繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）

衣服その他の繊維製造業

紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）

新聞業・出版業・製本業及び印刷物加工業

電気業

ガス業

自動車整備業

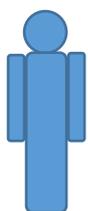
機械修理業

今回の改正により、すべての食料品製造業が職長等教育の対象となりました。

「職長等」とは？

作業中の労働者を直接指揮又は監督する者をいい、「リーダー」「班長」「ライン長」など名称のいかんを問わず、仕事を行う上で現場での指揮又は命令を行う者が「職長等」に該当します。

【例：製造部 ○○課 □□係】



直接に指揮又は監督

職長等（班長など名称は問わず）



職長等安全衛生教育の内容

講習科目	講習時間
1 作業方法の決定及び労働者の配置に関することとして、 ① 作業手順の定め方 ② 労働者の適正な配置の方法	2 時間
2 労働者に対する指導又は監督の方法に関することとして、 ① 指導及び教育の方法 ② 作業中における監督及び指示の方法	2.5 時間
3 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずるべき措置に関することとして、 ① 危険性又は有害性等の調査の方法 ② 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 ③ 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間
4 異常時等における措置に関することとして、 ① 異常時における措置 ② 災害発生時における措置	1.5 時間
5 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する こととして、 ① 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ② 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫 を引き出す方法	2 時間

◆ 参考



ひと、くらし、みらいのために



仙台労働基準監督署

仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎1階

（電話 022-299-9073）

